

山口おそと遊びサークル ハナマル 規約

(名称)

第1条 この会は「山口おそと遊びサークル ハナマル」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は山口市におく。

(目的)

第3条 この会は、子どもたちにたくさんお外遊びをさせたい、お友達をたくさん作りたい、いろいろな公園に行きたいという思いから発足。子育てママと子どもたちが気軽に集まれる場の提供を目的とする。

(会員)

第4条 この会の趣旨に賛同し、InstagramをはじめとしたSNSのフォロワーとその子(0～2歳児対象)を会員とする。参加は都度の募集で決定する。
会費なし。(必要経費のみ都度徴収。)

(役員)

第5条 この会の運営のための役員は会長1名、副会長2名とする。

(会議)

第6条 この会の会議は、SNSを通じたアンケートや意見によるものとし、会長が決定する。

(その他)

第7条 この会での宗教勧誘や悪質な取引、強引な勧誘は禁止とする。

第8条 この会への参加は保護者(ママ)とその子(0～2歳児とその兄弟)同伴であり、子どもみでの参加はできない。

第9条 子は保護者の監督の元参加する。会の中でおこるすべてのことに対して保護者は子に対して責任を持つ。

附則

本規約は、令和3年7月1日より施行する。